

定 款

(2026年6月)

シンフォニア テクノロジー株式会社

(制 定) (沿 革)	昭和	24	年	6	月	20	日	
	昭和	25	年	11	月	29	日	本店所在地変更、決算期変更
	昭和	26	年	11	月	29	日	商法改正に伴う変更
	昭和	30	年	5	月	30	日	目的変更
	昭和	30	年	11	月	29	日	新株引受権の規定削除
	昭和	32	年	5	月	30	日	発行する株式総数変更、株券の種類変更
	昭和	35	年	5	月	31	日	発行する株式総数変更、株券の種類変更、役員員数変更
	昭和	35	年	11	月	29	日	取締役会長制の新設に伴う変更
	昭和	36	年	5	月	30	日	発行する株式総数変更
	昭和	39	年	5	月	30	日	名義書換代理人設置に伴う変更
	昭和	39	年	11	月	30	日	発行する株式総数変更
	昭和	43	年	5	月	30	日	役員員数変更、常任監査役制の新設に伴う変更
	昭和	45	年	11	月	27	日	取締役副社長制の新設に伴う変更
	昭和	49	年	5	月	30	日	目的変更
	昭和	50	年	5	月	30	日	商法改正に伴う変更、決算期変更、 中間配当制度の新設に伴う変更、その他の変更
	昭和	57	年	6	月	29	日	商法改正に伴う変更、株主名簿の閉鎖期間の短縮及び基準 日制度の採用に伴う変更
	平成	3	年	6	月	27	日	発行する株式総数変更、株券保管振替制度実施に伴う変 更、一部規定の実施時期に関する附則削除
	平成	6	年	6	月	29	日	商法改正に伴う変更
	平成	9	年	6	月	27	日	本店所在地変更
	平成	12	年	6	月	29	日	名義書換停止期間に関する規定の削除、取締役任期変更 に伴う変更
	平成	14	年	6	月	27	日	商法改正に伴う変更
	平成	15	年	6	月	27	日	商法改正に伴う変更、特別決議定足数の緩和
	平成	16	年	6	月	29	日	本店所在地変更、自己株式取得の取締役会授権
	平成	18	年	6	月	29	日	会社法施行に伴う変更、電子公告への変更、単元未満株式 の買増制度導入、取締役・監査役の責任免除規定新設に伴 う変更
	平成	19	年	6	月	28	日	目的変更
	平成	21	年	4	月	1	日	商号変更
	平成	21	年	6	月	26	日	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の 振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う 変更
	平成	22	年	1	月	6	日	株券喪失登録簿に関する附則削除
	平成	24	年	6	月	28	日	役員員数変更
	平成	30	年	10	月	1	日	株式併合に伴う発行可能株式総数の変更、単元株式数の変 更
	令和	4	年	6	月	29	日	目的変更、会社法改正に伴う変更
	令和	5	年	3	月	2	日	一部規定の実施時期に関する附則削除
	令和	6	年	6	月	27	日	監査役との責任限定契約に関する変更
	令和	8	年	6	月	26	日	代表取締役および役付取締役に関する変更、取締役会の招 集権者および議長に関する変更

シンフォニア テクノロジー株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、シンフォニア テクノロジー株式会社と称し、英文では、SINFONIA TECHNOLOGY CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具、航空宇宙用機械器具、半導体製造装置用機械器具、再生医療等製品の製造装置、電子部品・デバイス・電子回路および汎用機械器具の製造ならびに販売
- (2) 前号に関連する部分品およびシステム機器の製造ならびに販売
- (3) 建設工事の請負
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 古物の売買
- (6) 発電および売電事業
- (7) 前各号に関連するソフトウェアの作成、販売、修理
- (8) 前各号に関連する保守・修理およびエンジニアリング
- (9) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 1,600 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第 10 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第 11 条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 13 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠った

ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2026 年 6 月 26 日変更)